

所管部課名	企画政策課			担当者	上村 裕一			
事務事業名	定住促進補助事業費							
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	38,275 千円	国県支出金 千円	一般財源 38,275 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	本市に転入し、補助金を受けた世帯の人員数			150人/人		平成33年度		
成果指標②								
補助対象者	転入して、定住のために住宅を新築または購入した者 (転入後、1年以内に申請できる者に限る)							
補助対象経費	住宅を新築または購入した費用（1棟当たり400万円以上）							
補助対象事業・活動の内容	住宅の新築または購入							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	甲地域：150万円、乙地域：100万円、丙地域：15万円 ＋子育て加算、市内業者加算							
上記項目の 積算方法	薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則第3条第1項に規定のとおり							
補助を受ける 事業（団体）等の 決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0％	0	0.0％	0	0.0％
		会費収入		0.0％		0.0％		0.0％
		事業収入		0.0％		0.0％	0	0.0％
		寄付金・その他助成		0.0％		0.0％		0.0％
		市補助金	47,750,000	100.0％	41,155,000	100.0％	32,125,000	100.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
		（前年度繰越金）		0.0％		0.0％		0.0％
	計	47,750,000	100.0％	41,155,000	100.0％	32,125,000	100.0％	
	支出	事業費	47,750,000	100.0％	41,155,000	100.0％	32,125,000	100.0％
		人件費		0.0％		0.0％		0.0％
		その他事務費		0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
				0.0％		0.0％		0.0％
		（翌年度繰越金）		0.0％		0.0％		0.0％
	計	47,750,000	100.0％	41,155,000	100.0％	32,125,000	100.0％	
支出計/前年度支出計				86.2％		78.1％		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0％		0.0％		0.0％		
交付件数		234(新66、継168)		324(新54、継270)		298(新32、継266)		
成果指標の推移①		178人		157人		99人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続(他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小)」定住する意思のある人を見極める手法を検討する必要があり、真に定住する意思のある者に補助金を交付するようにして欲しい。 【前回評価への回答】平成25年度において見直しを行い、地域区分による補助額を一部変更した。 【今年度の改善点】制度内容の変更はなし。ただし、平成28年度中に見直すこととなっている。 【事業のPR方法】定住促進補助制度に関するパンフレットを作成している。また、東京や大阪などで開催される移住セミナーにおいて紹介している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該補助金を活用し、定住促進をすることで、人口増加につながり、さらには地域の活性化が図られる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	地域の定住者増加を図るためには、転入する者に対する補助制度を設けることが有効であると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	人口減少は深刻な問題であり、地域におけるニーズも当該補助金の趣旨に沿っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人が自身の居住のために行うものであり、行政が実施すべき事業ではない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	規則に規定された算出方法を用いて交付している。補助対象経費以上の補助額にはならないため、妥当な補助額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	住宅を新築または購入した際における補助であり、同一世帯に対して何度も補助するものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	移住者により地域経済の活性化へつながっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	定住を促進するために、他の制度やサービスと一体的に情報提供することにより、定住者の確保が図られている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費は規則において明確に規定されており、妥当性が認められると考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ■見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ■補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	《上記方向の理由》 より効果的な補助制度にするために、これまでの交付件数などのデータをもとに、平成28年度において補助内容を検討する。		《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 定住促進部会及び作業部会を開催し、10月頃までに改正案を固めたい。		《まとめ》